

# 法改正に伴う令和5年度施行分の省令・告示改正について

- 今般の法改正において、令和5年度から施行されるものとして、①在宅就業障害者支援制度の登録要件の緩和、②事業協同組合等算定特例への「特定有限責任事業組合」の追加がある。
- これに伴い、分科会の意見書を踏まえ、必要な省令や告示の改正を行う必要がある。

## 1. 特定有限責任事業組合の算定特例に関する省令・告示改正について

- 事業協同組合等算定特例の対象に、省令上においても、特定有限責任事業組合を追加する。
- 現行の厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則で定められている要件と同様に、特定有限責任事業組合の要件として、中小企業者のみとその組合員となっていること等を定めるとともに、特定有限責任事業組合の解散の事由が生じた場合の措置（解散時において、特定有限責任事業組合が雇用する障害者である労働者を組合員たる事業主が雇用すること等）を定める。
- 上記に伴い、厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の関係規定の削除や、必要な様式（告示）の改正を行う。

## 2. 在宅就業団体の登録要件の緩和に関する省令・告示改正について

- 登録申請に必要な提出書類を一部簡素化するため、これまで求めてきた、役員の略歴、在宅就業障害者が実施する物品製造等業務の種類等の書面の添付を不要とする。
- また、法律上の登録要件の緩和（管理者の専任要件の削除）に伴い、登録申請時に求める添付書類としての書面等に関する規定において、管理者に関し、「専任の」を削る。
- 上記に伴い、必要な様式（告示）の改正を行う。

# 精神障害者の算定特例の延長について

- 平成30年4月から精神障害者の雇用が義務化されるとともに、雇用率が引き上げられたことに伴い、精神障害者の職場定着を進める観点から、精神障害者である短時間労働者の実雇用率の算定に関して、令和4年度末まで短時間労働者を1カウントとする特例措置が設けられている。
- 当分科会の意見書を踏まえ、令和5年度から、精神障害者の算定特例を以下のとおり延長する。

## 1. 算定特例の延長について

- 令和5年4月1日から、対象障害者である労働者や職員の数の算定に当たっては、**当分の間**、精神障害者である短時間労働者や短時間勤務職員については、**一人**とカウントする。

※ 今回の改正により、雇入れ等からの期間に関わらず、当分の間一人とカウントすることとなる。

## 2. 算定特例の期間について

- この算定特例を、当分の間、継続する。
- 今後、令和6年度末までに調査研究（「精神障害者の等級・疾患と就業状況との関連に関する調査研究」）をとりまとめ、この結果等も参考に、精神障害者の「重度」という取扱いについての一定の整理をし、この特例の取扱いについて、あわせて検討する。